

公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第11号

（趣旨）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の教授（副理事長又は理事（以下「役員」という。）である者を含む。）、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成19年達第26号）

（職、任期等）

第2条 任期を定めて雇用する教員の職、任期、再任に関する事項等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項並びに別表第1及び別表第2の規定により任期を定めて雇用された教員（以下「任期付教員」という。）（役員である者を除く。）が、その任期中に公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第18条第2号、第4号又は第7号の規定に定めるところにより退職することとなる場合における当該教員の任期は、同表に規定する任期にかかわらず、これらの規定に定める退職の日までの期間とする。

3 任期付教員（役員である者に限る。）が、その任期中に役員の任期が満了し、退職することとなる場合（役員に再任される場合又は役員から引き続き就業規則の適用を受ける職員に採用される場合を除く。）における当該教員の任期は、別表第1及び別表第2に規定する任期にかかわらず、当該役員の任期の満了する日までの期間とする。

（一部改正 平成19年達第88号、平成20年達第16号、第79号、平成24年達第37号）

（手続）

第3条 別表第1及び別表第2に規定する職への就任に際しては、その職に就任する者から同意書（別記様式）によりその就任に係る同意を得なければならない。

（一部改正 平成20年達第16号、第79号、平成24年達第37号）

（公表）

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、法人の掲示場に掲示するほか、名古屋市立大学ホームページにより公表し、広く周知を図るものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により、法人の職員となった教員又は名古屋市職員（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の適用を受ける者（同条例第22条及び附則第17条の適用を受ける者を除く。）及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第2条

第1項に規定する職員をいう。) から引き続き法人の役員となった教員のうち施行日前に法第3条第1項の規定に基づき任期を定めて任用されていた教員(施行日に再任された者を除く。)の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日の前日の属する任期の初日から施行日の前日までの期間を同表に定める任期から控除した期間とする。

- 3 令和6年3月31日から名古屋市立中央看護専門学校条例を廃止する条例(令和3年名古屋市条例第42号)の施行の日の前日までの間に、名古屋市立中央看護専門学校条例(昭和50年名古屋市条例第23号)第1条に規定する名古屋市立中央看護専門学校に勤務する専任教員であった者で、名古屋市を退職し、引き続き名古屋市立大学大学院看護学研究科の助手となった教員については、この規程の規定を適用しない。

(この項追加 令和6年達第101号)

附 則(平成19年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第26号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則(平成19年7月2日公立大学法人名古屋市立大学達第88号)

- 1 この規程は、発布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第2条第1項及び別表の規定にかかわらず、施行日現に大学院医学研究科の准教授、講師及び助教の職にある教員については、それぞれ施行日の前日現の職に限り、任期を定めることなく雇用できるものとする。

附 則(平成20年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第16号)

この規程は、発布の日から施行する。

(一部改正 平成20年達第79号)

附 則(平成20年5月30日公立大学法人名古屋市立大学達第79号)

- 1 この規程は、発布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、施行日以降に採用する教員から適用する。
- 3 公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程(平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第16号)の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

(一部改正 平成24年達第37号)

附 則(平成24年3月21日公立大学法人名古屋市立大学達第37号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程(平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第79号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則(平成25年12月18日公立大学法人名古屋市立大学達第84号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日公立大学法人名古屋市立大学達第80号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日公立大学法人名古屋市立大学達第68号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大

学教員の任期に関する規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第51号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日公立大学法人名古屋市立大学達第22号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月22日公立大学法人名古屋市立大学達第101号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日現に、大学院医学研究科又は大学院薬学研究科の教授の職においては1回以上、大学院医学研究科の准教授、講師又は助教（診療担当の者を除く。）の職においては2回以上再任されている者については、施行日をもって当該職における任期を付さない教員になったものとみなす。
- 3 改正後の別表第1における大学院医学研究科の助教（診療担当の者に限る。）の規定及び別表第2の規定は、施行日以後に採用する教員について適用し、施行日前に採用した教員の任期については、なお従前の例による。

（任期の特例）

- 4 施行日の前日現に公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第28号）の適用を受ける語学講師（以下「語学講師」という。）として雇用期間がある者が、引き続き高等教育院の講師となる場合において、語学講師としての雇用期間が5年以上である者については、任期を付さない教員とする。

別表第 1（法第 4 条第 1 項第 1 号関係）

教育研究組織等			職	任期	再任に関する事項
部局名	専攻、学科、講座、研究部門等	分 野			
大学院 医学研究科	全専攻 全講座	全分野	教授	7 年	再任可 再任時には任期を付さない。
			准教授 講師 助教（診療担当の者を除く。）	5 年	再任可 ただし、2 回限りとし、2 回目の再任時には任期を付さない。
			助教（診療担当の者に限る。）	3 年	再任可 ただし、1 回限りとする。
大学院 薬学研究科	全専攻 全講座	全分野	教授	7 年	再任可 再任時には任期を付さない。
大学院 看護学研究科	看護学専攻		助手	5 年	再任可 ただし、1 回限りとし、任期は 2 年とする。
高等教育院			教授 准教授 講師 助教	5 年	再任可 再任時には任期を付さない。

（一部改正 平成19年達第26号、第88号、平成20年達第16号、平成25年達第84号、平成26年達第80号、平成31年達第68号、令和 2 年達51号、令和 3 年達第22号、令和 6 年達第 101 号）

別表第 2（法第 4 条第 1 項第 2 号関係）

教育研究組織等			職	任期	再任に関する事項
部局名	専攻、学科、講座、研究部門等	分 野			

大学院 芸術工学研究 科	芸術工学専攻		助教	4 年	再任可 ただし、1 回 限りとする。
--------------------	--------	--	----	-----	--------------------------

(一部改正 平成20年達第79号、令和 6 年達第 101 号)

別記様式

同 意 書

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学 理事長 様

(住所)

(氏名)

印

(生年月日)

年

月

日生

私は、大学の教員等の任期に関する法律及び公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程の規定に基づき、任期を定めて就任することに同意します。

なお、任期中に、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、公立大学法人名古屋市立大学教員の任期に関する規程第2条第2項又は第3項の規定により退職することを承知します。

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則第20条に規定する定年に達した場合
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則第15条に規定する休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅せず、復職できない場合
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任する場合
- (4) 役員の任期が満了する場合（役員として再任される場合又は役員から引き続き公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則の適用を受ける職員に採用される場合を除く。）

記

1 教育研究組織等

2 職

3 任期（始期及び終期）

年

月

日から

年

月

日まで

4 再任に関する事項